

4. 各種税金の控除について

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、次のような控除を受けることができます。



(1) 所得税の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、所得税法上の障害者控除を受けることができます。障がいのある方本人が配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養している方が障害者控除を受けることができます。

控除の種別	手帳の障害区分	所得から控除される額
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A判定」 精神障害者手帳 1級	40万円
	控除対象となる配偶者又は扶養親族が、同居特別障害者である場合は、上記の額に35万円を加算した金額が控除されます。	
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B判定」 精神障害者手帳 2～3級	27万円

【相談窓口】 稚内税務署 TEL33-1155

(2) 道・市民税の障害者控除について

身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者手帳の交付を受けた方は、地方税法上（道・市民税）の障害者控除を受けることができます。障がいのある方本人が配偶者や扶養親族となっている場合は、扶養している方が、障害者控除を受けることができます。

控除の種別	手帳の障害区分	所得から控除される額
特別障害者控除	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A判定」 精神障害者手帳 1級	30万円
	控除対象となる配偶者又は扶養親族が、同居特別障害者である場合は、上記の額に23万円を加算した金額が控除されます。	
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B判定」 精神障害者手帳 2～3級	26万円

【相談窓口】 稚内市企画総務部 税務課 市民税グループ TEL23-6392

(3) 相続税の特別控除について

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、相続税法上の障害者控除を受けることができます。

手帳の障害区分	相続税の控除額
身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 「A判定」 精神障害者手帳 1級	(85歳に達するまでの年数) × 20万円
身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 「B判定」 精神障害者手帳 2～3級	(85歳に達するまでの年数) × 10万円

【相談窓口】 稚内税務署 TEL33-1155

(4) 自動車税種別割、軽自動車税種別割等の減免制度について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳（精神障害者と生計を一にするものを含む）又は戦傷病者手帳の交付を受けた方等が所有する自動車にて下記の①～③に該当する方は自動車税種別割、軽自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免を受けられる場合があります。

なお、減免対象車両数は、障がいのある方1名につき1台で、決定のための審査がありますので詳しくは、相談窓口にご確認下さい。

- ①障がいのある方が運転
- ②障がいのある方と生計を一にする方が運転（障がいのある方が同乗する場合）
- ③障がいのある方を常時介護する方が運転（障がいのある方が同乗する場合）

【軽自動車税種別割の相談窓口】 稚内市企画総務部 税務課 資産税グループ TEL23-6393

【自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の相談窓口】

宗谷総合振興局 税務課 納税係 TEL 33-2520



(5) 新マル優制度

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けた方は、預金元金350万円を限度に、その預金利息等が非課税となる預貯金の優遇税制度を受けることができます。一定の手続きが必要ですので、利用中又は利用しようとする金融機関に確認の上、手続きをしてください。

(6) その他税制上の取扱い

傷病により概ね6ヶ月以上にわたり「寝たきり状態」で「オムツの使用」が必要と認められる場合や、ストマケアに係わる治療を受けている方の「ストマ用具の使用」に関して、かかる費用の自己負担分を医師の証明により医療費控除の対象とすることができます。また、ホームヘルパーやデイサービス等の在宅介護を利用した場合の自己負担分についても医療費控除の対象とすることができます。確定申告の際にその旨申告してください。

